

別表（第46条の2）

(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途地域	対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域 又は田園住居地域	容積率が5/10、6/10又は8/10である区域		(一)
	容積率が10/10又は15/10である区域		(二)
	容積率が20/10である区域		(三)
第一種中高層住居専用地域 又は第二種中高層住居専用地域	容積率が10/10又は15/10である区域	4メートル	(一)
	容積率が20/10である区域であつて第一種高度地区であるもの	4メートル	(一)
	容積率が20/10である区域（第一種高度地区であるものを除く。）	4メートル	(二)
	容積率が30/10である区域	4メートル	(三)
第一種住居地域、 第二種住居地域 又は準住居地域	容積率が20/10である区域であつて第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	4メートル	(一)
	容積率が20/10である区域（第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。）	4メートル	(二)
	容積率が30/10又は40/10である区域	4メートル	(二)
近隣商業地域 又は準工業地域	容積率が20/10である区域であつて第一種高度地区であるもの	4メートル	(一)
	容積率が20/10である区域であつて第二種高度地区であるもの	4メートル	(二)

備考

- 容積率とは、法第52条第1項各号に規定する建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。
- 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さという。以下同じ。）が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から4メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とされているものをいう。
- 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とされているものをいう。